財団法人全日本ろうあ連盟

福祉対策部 NEWS

2005年10月号

しばらく福祉対策部 NEWS を発行しなかったことをまず、お詫びします。 各協会での行政交渉資料または機関紙掲載原稿などにご活用して頂ければ幸甚です。

日常生活用具給付について

「聴覚障害者用通信装置」にテレビ電話も

日常生活用具の「聴覚障害者用通信装置」といえば、ほとんどがファックスでしたが、最近要望の 多かったテレビ電話ついて、宮城県内の一部と鳥取市では給付が認められましたので、報告します。 各協会でも行政交渉で、テレビ電話の認可を勝ち取りましよう。

【経過】(宮城県の例)

テレビ電話は、日常生活用具として認めてもらえるのか。

厚生労働省は、給付判断はしない。つまり、給付判断は、市町村となっている。

都道府県としては、市町村から問い合わせがあった場合、認可するか認可しないかは、微妙。 宮城県では、テレビ電話は聴覚障害者用通信装置の定義に反しないので、認可する方針を打ち 出した。(市町村から問い合わせがあったら給付してもよいと回答。)

宮城県内の市町村の半数が、給付申請を認可した。

宮城県聴覚障害者協会では、上記経過で宮城県と仙台市にテレビ電話を日常生活用具として 認可するようにと要望書を提出して交渉をすすめました。

ポイント・・・聴覚障害者用通信装置について

- 1. 聴覚障害者用通信装置とは、一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるものであり、
- 2. 従って、要綱上の要件には合致していること。
- 3. である。しかし給付判断は、市町村となっていること。
- 4. 価格も6~7万円で、給付限度内となっていること。
- 5. 従って、県レベルと市町村レベルで、テレビ電話を日常生活用具として認める運動を進め、厚生労働省も正式に認めるように運動を進めていくことが重要になってきていること。

【注意】テレビ電話は、メーカーが異なると互換性がないので、注意を要する。(NTT東日本とNTT西日本には互換性がない)

宮城県だけでなく、福岡市でも認められる方向となっています。

給付を認められた地域がありましたら、全日本聾唖連盟福祉対策部までにご一報ください。

10月8日~10日の福祉担当者研修会のために、「防災(災害時支援)施策等に関するアンケート」にご協力頂き、お礼申し上げます。近日に集計を載せますので、ご活用をお願いします。

福祉対策部 News に載せてもらいたい原稿(資料)がございましたら、連盟福祉対策部までに連絡をお願いします。

財団法人全日本聾唖連盟本部事務所内 福祉対策部 FAX 03-3267-3445